## そのほかのサービス

介護保険制度のほかに高齢者を対象とする次のサービスがあります。

## 認知症になっても安心

#### 成年後見制度利用支援事業

認知症などで判断能力が不十分な人で、法定後見制度 の申し立てをする親族がいない人を対象に、申し立ての 支援をします。また、それに伴う必要な費用や後見人な どの報酬の全部または一部を助成します。

#### SOSネットワーク

認知症などによる行方不明者を捜索するため、各種協 力団体へ一斉ファクシミリ通報したり、防災行政無線に より市民に協力の呼び掛けを行ったりします。

### 徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる、衛 星回線(GPS)を利用した機器を貸し出します。

基本料(1カ月当たり) = 540円

位置情報提供料(1回当たり) = 216円

現場急行料(1回当たり)=1万800円

#### 徘徊高齢者等早期発見ステッカー

認知症などによる行方不明者の早期発見・身元確認の ため、行方不明の恐れのある65歳以上の高齢者の個人 情報を登録し、履物のつま先とかかとに貼るステッカー を交付します。利用料は無料です。

## 一人暮らしを見守ります

#### 独居高齢者ふれあい訪問等サービス

65歳以上の一人暮らしの人を対象に、地区の民生委 員などが、毎月1回訪問するなどして、安否確認をしま す。利用料は無料です。

#### 独居高齢者の見守り支援

70歳以上の一人暮らしで、配食サービス・デイサー ビス・ホームヘルプサービスなどを利用していない人に 週1回、乳酸菌飲料を届け、安否確認をします。利用料 は無料です。

## 自分らしく暮らしたい

#### 配食サービス

自分で調理することが困難な人に昼食を届け、安否確 認をします(1月1日~3日を除く毎日)。

対象=週3日以上利用する、おおむね65歳以上の高齢者 のみの世帯(日中に高齢者のみとなる世帯を含む)

利用料(1食当たり)=300円

#### 緊急通報装置

自宅での急病や事故の際、ペンダント型の発信機のボ タンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配などを 行います。

対象=65歳以上の高齢者のみの世帯(日中に高齢者のみ となる世帯を含む)

**利用料(1カ月当たり)** = 前年の所得税が非課税の世帯は 無料、課税世帯は1,134円(オプションで安否確認セ ンサーも設置する場合は1,404円)

#### 移送サービス

対象=在宅で1人での外出が困難な人で、介護保険法の 認定を受けている人または身体障害者手帳や精神障害 者保健福祉手帳、療育手帳などを持っている人

年会費=2,400円(4~9月に申し込んだ人)、1,200円 (10~3月に申し込んだ人)

#### 利用料(目的地により異なります)

- ・市内…500円
- ・富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、香取市、 佐倉市、八街市、神崎町、多古町…700円(成田市か らの車両走行距離が2キロメートル以内の場合は500
- ・そのほか(利用者の自宅から目的地まで30キロメート ル以内)…1.500円

利用目的=病院・福祉施設への通院・通所、公的機関・ 銀行・郵便局の利用など

住宅改造費の助成	住宅改造費は、限度額(20万円)の範囲内で費用の9割が介護保険から支給され、それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成されます。改修の計画段階で相談してください。福祉サービスの助成限度額は前年の所得税が非課税の世帯は50万円、課税世帯は26万6,000円(補助率は補助対象となる工事額の3分の2)です
住宅用火災報知器の設置	対象=65歳以上の高齢者世帯で、取り付ける住宅の所有者 設置料=無料(市民税所得割課税世帯は2,700円)
福祉電話の貸与・ 料金助成	近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために福祉電話を貸し出し、電話料金(基本料金+通話料300円まで)を助成します。すでに電話がある人には電話料金を助成します 対象=近隣に扶養義務者のいない65歳以上の高齢者のみの世帯で、前年の所得税が非課税の世帯
福祉手当	在宅で寝たきりまたは重度の認知症の人(65歳以上)を対象に、ねたきり高齢者福祉手当と重度 認知症老人介護手当は月額1万3,000円を、高齢者及び障害者介護者手当は月額1万2,000円を 支給します
紙おむつの給付	在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症などの人(おおむね65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します
寝具乾燥	寝具を自然乾燥させることが困難な、おおむね65歳以上の一人暮らしの人などを対象に、専門 業者が自宅を訪問し、寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)
あんしん見守りネットワーク	市・地域協力員・協力事業者などが連携して、高齢者の異変を発見した場合に迅速に対応します

※くわしくは、介護保険制度のサービスについては介護保険課(☎20-1545)、独居高齢者ふれあい訪問等サービス・移送サー ビスについては社会福祉協議会(☎27-7755)、そのほかは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

# 共に支え合い 生き生きとした暮らしを

現在、市内の65歳以上の高齢者は約2万6,700人。多くの人は健康で自立した 生活をしていますが、何らかの支援を必要とする人もいます。住み慣れた場所で 生活していくための支援として介護保険サービスや生活支援のサービス、高齢者 の相談窓口として「地域包括支援センター」があります。



## 介護保険制度のサービス

利用するには、寝たきりや認知症など、サービスを受けられる状態かどうかの認定を受ける必要があります。要支援と認 定されると介護予防サービスを、要介護と認定されると介護サービスを受けることができます。

在宅サービス (*)印は介護予防サービスがあります		
訪問介護(*)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
訪問入浴(*)	訪問入浴車が家庭を訪問して、入浴サービスを行います	
訪問看護(*)	看護師などが家庭を訪問して、療養の世話・診療の補助をします	
訪問リハビリテーション(*)	理学療法士などが家庭を訪問して、機能回復訓練を行います	
通所リハビリテーション(*)	老人保健施設などで機能回復訓練・入浴・食事などのサービスを行います	
居宅療養管理指導(*)	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います	
通所介護(*)	デイサービスセンターで入浴・食事などのサービスを行います	
短期入所生活介護(*)	介護老人福祉(保健)施設に短期間入所して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話や	
短期入所療養介護(*)	機能回復訓練などが受けられます	
特定施設入居者生活介護(*)	有料老人ホームなどで入浴・食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
福祉用具貸与(*)	身体の状態に合わせて車いすやベッドなどの福祉用具を貸し出します	
特定福祉用具購入費の支給(*)	指定事業者から購入した入浴補助用具などの購入費(年10万円上限)を支給します	
住宅改修費の支給(*)	手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修費(20万円上限)を支給します	
地域密着型サービス (*)印は介護予防サービスがあります		
認知症対応型通所介護(*)	デイサービスセンターで認知症改善訓練や食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
小規模多機能型居宅介護(*)	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせた多機能なサービスを行います	
認知症対応型共同生活介護(*)	認知症の高齢者などが共同生活する住居で、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の小規模特別養護老人ホームに入所して、日常生活上の世話や介護が受けられます	
施設サービス		

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型医療施設・老人 性認知症疾患療養病棟)に入所して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話や機能回復訓練などが受けられます

市では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしい生活を送ること 地域包括支援センター ができるよう、総合相談や生活支援などを行う「地域包括支援センター」を市内4 カ所に設置しています。センターでは、主に次の業務を行っています。

## 指定介護予防支援

要支援1・2の認定を受けている人を 対象に、介護予防ケアマネジメントを 行います。サービスの利用を希望する 人は、地区を担当する地域包括支援セ ンターに相談してください。

## 総合相談支援

高齢者が保健・医療・福祉などのサービ スを適切に受けられるよう、介護・福祉・ 生活支援などについての相談に応じます。

#### 虐待防止・権利擁護

高齢者の権利や財産を守るため、虐待の相 談や早期発見・保護などの対応をするほか、 成年後見制度などの利用支援を行います。

○成田市西部南地域包括支援センター(成田・公津地区(はなのき台を除く))…☎23-7151

- ○成田市西部北地域包括支援センター(八生・豊住・ニュータウン地区、はなのき台)…☎20-3655
- ○成田市中央地域包括支援センター(中郷・久住・遠山地区) …… 235-6081
- ○成田市東部地域包括支援センター(下総・大栄地区)………… 280-7007